

月)」の「別添資料11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2024年4月19日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- | | |
|------------------|-----|
| （1）業務の実施方針等： | |
| ① 業務実施の基本方針 | 16点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4点 |
| （2）業務従事者の経験能力等： | |
| ① 類似業務の経験 | 40点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8点 |
| ③ 語学力 | 16点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16点 |
| （計100点） | |

| | |
|-----------|------------|
| 類似業務経験の分野 | 各種評価調査 |
| 対象国及び類似地域 | ブータン及び全途上国 |
| 語学の種類 | 英語 |

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ブータン政府は、「第 13 年次 5 か年計画（草案）」（2024 年～2029 年）（注：2023 年 8 月時点、策定中）において、戦略目的（Strategic Objective）の一つに経済開発を掲げ、重点活動（Key Activities）として農業の商業化を目指すために、高付加価値製品の生産、農産物生産量の確保、テクノロジーを活用した農業の推進に取り組む姿勢を明確にしている。

他方で、ブータンでは、野生動物の被害による農作物や家畜の損失が大きくなっており、鳥獣被害（Human-Wildlife Conflict：HWC）対策は重要かつ緊急の課題となっている。特に、ブータンでは、多様な生物が生存する豊かな森林と農村社会が隣接しているため、野生動物が農地に侵入することで、農業における人々の生計と野生動物保護の双方に影響を及ぼす状況にある。

鳥獣被害対策として取り入れた電気柵の効果評価に関する報告書によると、農家は農地に何らかの対策をした後でも、野生動物の被害によって収穫量の 28%もの損失を被っていることが明らかになっており、鳥獣被害の深刻さから、土地を放棄して都市部に移住する農家も出てきている。ブータンの農作物生産に大きな脅威を与えている野生動物として、イノシシ、サル、シカ、クマ、ゾウ、ヤマアラシが挙げられる。ブータン政府によると、現在ブータンで使用している電気柵は、イノシシや家畜の抑止には効果があるが、シカやクマには部分的な効果しかなく、サルやヤマアラシの抑止には全く効果がない状況である。

このような背景から、野生動物の保護にも配慮した形での鳥獣被害の解決や

緩和策のための革新的な技術を開発することが不可欠である。国立植物保護センター（以降、「NPPC」という。）は、農作物の害虫や病気、野生動物の食害から農地や作物を守る上で重要な役割を果たしている。NPPCの主な目標は、2040年までに野生動物・病害虫による農作物の損失を15%まで減らすことであり（NPPCビジョン文書、2023年）、この目標を達成するためには、生息地の管理、地域社会の関与、革新的な抑止策、研究に基づくアプローチなど、包括的かつ適応可能な戦略を実施し、共存を促進し、人間社会と野生動物の双方に対する鳥獣被害の悪影響を緩和する必要がある。

今回実施する詳細計画策定調査では、本プロジェクトの計画策定に向けて、カウンターパートとの協議や追加の情報収集を行い、実施体制、成果と活動等のプロジェクト内容を確認・協議し、プロジェクトに係る合意文書の策定を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）準備業務（2024年5月中旬～2024年5月下旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② ブータン側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出する。
- ③ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

- (2) 現地業務（2024年6月初旬～2024年6月中旬）
- ① JICAブータン事務所等との打合せに参加する。
 - ② ブータン側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
 - ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（WWF、FAO、WFP、世界銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性
 - ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
 - ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
 - ⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
 - ⑦ 気候変動対策支援ツール（適応策）
(https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html) pp.1～33の「気候リスク評価の実施」及びpp.35～37の「農業分野の気候リスクの概要・考え方」等を参照の上、可能な範囲で、気候リスク（ハ

¹ [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

ガード、曝露、脆弱性)を評価し、本事業が適応策として十分か検討の上、必要であれば追加的な適応オプションを検討する。

⑧ 担当分野に係る調査結果をJICAブータン事務所等に報告する。

(3) 整理業務(2024年6月下旬~2024年6月下旬)

① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート(案)に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。

③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)を作成し、その取りまとめに協力する。

④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書(案)を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2024年6月28日(金)契約までに提出。

次の①~②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

① 事業事前評価表(案)(和文・英文)

② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2023年10月)」の「X I. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2024年5月26日～6月15日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 鳥獣害対策 (兵庫県立大学教授)
- エ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA ブータン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上：なし (ただし英語以外の言語でのコミュニケーションが求められる場合提供する)
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チームから配付しますので、edga1@jica.go.jp宛にご連絡ください。
 - ・要請書
- ② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、

以下のとおりメールをお送りください。

ア) 配付資料:「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」

イ) 配付依頼メール

・タイトル:「配付依頼:サイバーセキュリティ関連資料」

・本文:以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ブータン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。

以上